

資料提供年月日	令和2年6月1日		
問い合わせ先	課名	人権推進課	女性が輝くまちづくり推進課
	電話	直通 803-1070 内線 3920	直通 803-1115 内線 3735
担当者	職名・氏名	課長 花井	課長 安東
	職名・氏名	課長補佐 重井	課長補佐 河本

広 報 連 絡

<市長記者会見資料>

1 件 名 「岡山市パートナーシップ宣誓制度」の開始について

2 趣 旨

岡山市では、すべての人が互いを認め多様性を尊重し、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きることのできるまちを目指しています。その一環として、性的マイノリティの方を対象とした「岡山市パートナーシップ宣誓制度」を令和2年7月1日に開始します。

3 制度概要

パートナーシップの定義	お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係
対象者の要件	①成年に達していること ②市内に住所を有している（市内への転入を予定している場合を含む。）こと ③双方に配偶者がいないこと ④当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと ⑤当事者同士が近親者でないこと
宣誓方法	①事前予約のうえ、当日来庁して宣誓 ②パートナーシップ宣誓書受領証等を交付
通称名の使用	可（特に理由があると認められる場合）
受領証等の交付	①パートナーシップ宣誓書受領証（A4） ②パートナーシップ宣誓書受領証明カード
受領証等の再交付	紛失・毀損・汚損等
受領証等の返還届	①双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき ②一方が死亡したとき ③一方又は双方が市外に転出したとき ④その他宣誓の要件に該当しなくなったとき
利用可能な行政サービス	市営住宅の入居申込・同居申請、市営墓地の使用承継、認可保育施設等の利用申込等

今後は、要綱を制定するとともに利用者のためのガイドブックを作成し、ホームページ等で周知します。

4 総社市及び指定都市等との相互利用について

岡山市の制度開始にあわせ、転居先で改めて手続きをする必要がなくなる都市間相互利用について、岡山県内ですでに制度を導入している総社市と制度を開始します。

また、指定都市16市で「パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用に関する研究会」を設置し、相互利用に向けて各都市の制度比較や相互利用における論点整理などを行っています。